自治基本条例(仮称)に関する懇談会 傍聴者アンケート 第8回実施分(平成29年6月6日開催) 自由記載欄

○ 今回の懇談会で印象に残った、または興味のある議論や課題がありましたら記入してください。

- ・ 自治基本条例における「市民」の定ギを考えるには、単に「市民とは」という抽象的に考えるだけでなく、その「市民」にどんな権利や義務を期待するのか具体的に(ex. 住民投票するなら投票権を持ってもらうのか、市政(各種事業など)への協力、参加に努める(?)とするのか、納税してもらうとか(?))考えるところから始める必要があるのではと思いました。
- ・ 市長に住民投票権を与えることは危険ではないか(市長と市民だけで政策を決められ、二元代表制でなくなってしまう)という座長の発言には、目を開かされました。
- ・ 以下記載、議じ1~4を話し合って頂きたかった。時間の問題もあるので1だけ、(3も少し)、まず 議論が始まったところに至っていない。2・4については未だ、はっきりしていない。ただ議長(座長 が)発議権を市長に持たせる危険性をはっきりおっしゃり、市民にこそ有るとのご意見を述べられた事 が本日の一番の意見でありました。

○ その他、ご意見・ご感想などありましたら記入してください。

- ・ 自治基本条例は、(一般(?)) 市民に向けて制定されるものなのでしょうか?「こんなに素晴らしい自治基本条例があるから、このまちに住みたい」と思う人がどのくらいいるのか、ちょっと想像が難しく…。議会と行政が、自らを律するための、内部統制的(?) な内容をもったものが、自治基本条例なのかな…と想像していました。
- ・ 1.1つ1つの案件ごとに、条例を作っ住民投票を行うのか、あるいは常在型(いつでも住民投 要できるように)あらかじめ住民投票条件を作って制度と整えておくのか?
 - 2. 年齢、外国籍、市民税を納税している外国人、住民投票に参加出来るのか?
- 3. 住民投票にかける案件を誰が発議提案できるのか、(市民?議会?市長?) 特に市民が提案できる方法を盛り込むのか?
- 4. そもそも何を目的に住民投票制度を位置づけるのか? (①議会および行政の「意思決定の誤り」を正すためか?②議会および行政が「市民にとって必要な取り組みを怠っていることの誤り」を正すためか?) ①だけでなく②を含むのであれば、常在型の住民投票制度を作り、さらに市民による発案手続きを設けることが必要になる。
- ◎もし本日だけで住民投要についての議論が終ってしまったなら、「実際には市民が使えない制度」にするのか?となってしまうので、どうぞ継続した議論を求めます。

(※文字及び文章はアンケートに記入されていた原文のまま記載しています。)